

部長会議付議事案書（報告）

（令和7年8月1日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 和田 安弘

事案名	保健福祉センターの機能強化に係る基本方針に基づく取組みと配置替えについて		資料 ☒
提案趣旨	保健福祉センターの機能強化については、基本方針を定め、事務室等を含めた機能の配置見直しに取り組んでいます。主な取組内容と配置替え案を決定しましたので、報告するものです。		
概要	1 保健福祉センターの機能強化に係る基本方針に基づく取組みについて 資料1のとおり 2 保健福祉センターの配置替え（フロアイメージ）案について 資料2のとおり		
経過	令和5年1月 施設の機能強化に係る検討を開始 〃 2月 庁内関係課との情報共有及び意見交換 〃 5月 庁内検討会を設置し、今後の進め方等について意見交換 〃 7月 庁内検討会で基本方針（案）について協議 〃 11月 庁内検討会及び保健福祉センター運営委員会で求める機能と課題等の協議 〃 12月 庁内検討会で基本方針（案）について協議 令和6年1月 保健福祉センター運営委員会で基本方針（案）について協議 〃 2月 政策会議で「保健福祉センターの機能強化に係る基本方針」を決定 〃 3月 「保健福祉センターの機能強化に係る基本方針」を策定 〃 8月 庁内検討会及び保健福祉センター運営委員会で基本方針に基づく見直しについて協議 令和7年1月 政策会議で「特定天井及び空調設備の改修方針」を決定 〃 2月～6月 こども健康部と新レイアウト（案）等について協議 〃 6月 庁内検討会及び保健福祉センター運営委員会で基本方針に基づく取組方針及び新レイアウト（案）について協議		
今後の進め方	令和7年8月中旬 総合計画ローリング・市長ヒアリングにハード事業として提示 議員連絡会での報告 〃 10月 改修工事等事業計画の検討 令和8年4月以降 改修工事 令和9年3月 保健福祉センター条例の一部改正に係る議案の提出 （設置目的・施設の変更、使用料の再設定等） 令和10年4月 新機能での運営の開始		

保健福祉センターの機能強化に係る 基本方針に基づく取組みについて

～ 快適で利便性の高い機能的な施設を目指して ～

令和 7 年(2025年) 8 月 1 日 (金)

地域共生推進課

目 次

【取組方針】

- 1 市域と地域における役割分担を踏まえた機能強化 【基本方針 5-(1)】
- 2 事務室・相談室の拡充と機能の再配置 【基本方針 5-(2)】
- 3 設備等の計画的な改修と更新 【基本方針 5-(3)】
- 4 子育て支援サービスの充実 【基本方針 5-(4)】
- 5 使用許可団体等の見直し 【基本方針 5-(5)】
- 6 施設利用率の向上 【基本方針 5-(6)】

I 市域と地域における役割分担を踏まえた機能強化（1/4）

【基本方針5-(1)】

「市域」を対象とする機能と「地域」を対象とする機能を整理したうえで、時代の要請に合致した「地域福祉」及び「子育て支援」といった機能の強化を図るとともに、それらを支える相談支援体制の充実を図ります。

【取組みの方向性】

- (1) 保健福祉センターの既存機能ごとの分析を基に他の公共施設との差別化を踏まえ、利便性の向上と機能の強化を図ります。
- (2) 地域福祉及び子育て支援といった機能を支える相談支援環境を整備します。

【現状分析と主な取組み】

機 能	分 析	見直しの方向性	主な取組み
多目的ホール 【貸室】 面積：約460㎡ 定員：308人	・ 団体等の総会や講演会等に使用 ・ 障害者の卓球や交流会等に使用 ・ 300人収容可能な施設は少ない。 ・ 文化会館に次ぐ広さで可動式客席 ・ 吊天井が特定天井に該当 ・ コンサート会場と違い音響性能を重視する必要は低い。 ・ 音響設備の不備に代替機器で対応	・ 機能の保持 ・ 安全性の確保	・ 吊天井の改修【R8予定】 ・ 操作が簡単な音響設備に更新

I 市域と地域における役割分担を踏まえた機能強化（2/4）

【基本方針5-(1)】

機 能	分 析	見直しの方向性	主な取組み
第1会議室 【貸室】 面積：約15㎡ 定員：8人	・練習や勉強会、趣味等活動に使用 ・少人数での活動に適した広さ ・有料団体による使用が89% ・隣室との一体的利用で第2会議室と同等の広さの確保が可能	・機能の保持 ・規模の検討	・現状を維持しつつ利用を促進
第2会議室 【貸室】 面積：約40㎡ 定員：16人	・練習及び勉強会での使用 ・貸室の中で最も使用頻度が高い。 ・趣味活動等で利用しやすい規模	・機能の保持	・現状を維持しつつ利用を促進
第3会議室 【貸室】 面積：約80㎡ 定員：18人	・机等の形状から使用目的が限定的 ・第2会議室と比べ利用率が低い。	・機能の保持 ・設備の検討	・机等設備を見直し利用を促進
第4会議室 【貸室】 面積：約140㎡ 定員：63人	・公民館に同規模の会議室がない。 ・会議や勉強会での使用が約90% ・30～60人規模の活動に使用しやすい。 ・分割使用が21%（37件） ・映像設備の不備に代替機器で対応	・機能の保持	・ワイヤレスマイク付アンプ一体型スピーカーの貸出【対応済】 ・プロジェクターの貸出【対応済】
和室 【貸室】 面積：約45㎡ 定員：12人	・茶道、民謡、詩吟等趣味活動に使用 ・各種団体等が定期的に使用 ・茶室(炉)を備えた和室は、保健福祉センターと末広ふれあいセンター以外にない。（利用団体等活動の場合）	・茶室機能の保持	・現状を維持しつつ利用を促進

I 市域と地域における役割分担を踏まえた機能強化（3/4）

【基本方針5-(1)】

機 能	分 析	見直しの方向性	主な取組み
教養娯楽室 【貸室】 面積：約185㎡ 定員：72人	・カラオケ、フラダンス及び体操等の練習や勉強会に幅広く使用 ・分割使用が61.1%（107件） ・全面使用のほとんどが会議等で使用 ・現舞台照明の光源が製造中止	・機能の保持 ・面積の検討 ・舞台の撤去 ・施設の共用	・畳とカーペットのリバーシブル床材を導入 ・舞台スペースを収納倉庫に改修
創作活動室 【貸室】 面積：約65㎡ 定員：12人	・陶芸、オカリナ制作、着物リメイク及び絵手紙等創作活動のほか、囲碁将棋、三味線等趣味活動、会議など幅広い目的で使用 ・工具等を使用する創作活動団体の利用が少ない。 ・他の部屋に創作活動機能を持たせることで施設の共用が可能	・施設の共用	・創作活動機能を教養娯楽室に移転 ・「地域福祉」のスペースとして改修
健康学習室 面積：約150㎡	・他の公共施設に同様の機能がない。 ・ボランティア団体による活動で使用 ・大半が市の事業等での使用 ・年間利用の約40%がぼけっと21	・機能の保持 ・規模の検討	・保健、福祉、子育て支援目的での利用を優先したうえで貸室として活用
調理実習室 面積：約130㎡	・大半が市の食育、健康事業等で使用 ・特定の団体による会議等での使用 ・調理を伴わない座学利用がある。	・機能の保持 ・規模の検討	・保健、福祉、子育て支援目的での利用を優先したうえで貸室として活用

I 市域と地域における役割分担を踏まえた機能強化（4/4）

【基本方針5-(1)】

【これまでの主な取組み】

- (1) 地域共生支援センターと市社会福祉協議会等との連携・協力の強化
増加する複合化・複雑化した地域生活課題に関する相談に対応するため、地域共生支援センターを保健福祉センター内に移転拡充し、様々な分野の相談支援機関との協働により問題解決を図る、包括的かつ重層的な支援体制を整備（令和3年4月）
また、地域共生支援センターに、障害福祉や生活保護などの相談業務の経験がある職員（令和5年4月）や社会福祉士の資格を有する「包括的相談支援員」（令和6年4月）を配置することにより職員体制を充実
- (2) 子育て支援サービスの充実
未就園児の親子を対象に交流や相談ができる「ぽけっと21保健福祉センター」を開設（平成25年10月）
加速する少子化や核家族化、虐待や貧困、子育て世帯の孤立など、多様化するこどもを取り巻く環境に対応するため、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」（平成27年4月）と児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」（平成31年4月）を一体化した「こども家庭センター」を設置（令和6年4月）
全ての妊産婦、18歳未満のこども、保護者及び家族に対して、「母子保健」と「児童福祉」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援をはじめ家庭の状況に応じた支援を切れ目なく実施する環境を整備

2 事務室・相談室の拡充と機能の再配置

【基本方針5-(2)】

事務室のスペースの確保や相談室の増設など拡充を図るとともに、利用者の利便性を向上させるため、フロアごとにコンセプト等を設定することなどにより、機能の再配置を行います。

【取組みの方向性】

(1) フロアごとに「コンセプト」を設定します。

階数	コンセプト（案）
4階	こどもの発達支援
3階	団体活動と研修
2階	地域福祉と健康活動
1階	子育て支援と保健

(2) 原則として、各フロアに設定したコンセプトに応じて機能等を配置していきます。

(3) 各フロアに必要な機能を確保しつつも、改修費用を抑えるため、既存のスペースを有効活用することを最大限に検討します。

(4) 各団体、行政機関等の事務室について、可能な限りのスペースを確保します。

(5) 不足している相談室を増設します。

【主な取組み】

- ・原則として、各フロアのコンセプトに応じた機能等を配置

※ 保健福祉センターの配置見直し(フロアイメージ)案

3 設備等の計画的な改修と更新

【基本方針5-(3)】

安心して利用でき、持続可能な施設とするため、設備の修繕等を計画的に行います。

【取組みの方向性】

- (1) 多目的ホールの特定天井の改修及び空調設備の更新は、令和6年度に実施した基本設計に基づき、7年度に実施設計を、8年度及び9年度に工事を実施します。
- (2) ゼロカーボンシティを目指し、環境負荷と財政負担の軽減を目的として、屋内・外照明について、省エネルギーかつ水銀フリーのLED照明器具への更新を行います。
- (3) 設備維持に係る優先度の高い劣化箇所等を抽出し、故障前に必要に応じた監視保全の対策をするとともに、設備の状況を注視しながら対応していきます。

【主な取組み】

- ・ 多目的ホールの特定天井の改修及び空調設備の更新は、施設の休館スケジュールや利用団体等に配慮して実施
- ・ 令和7年度にLED照明器具への更新工事を実施
 - ※ 一部、他の工事と調整のうえ実施
- ・ 故障前の監視保全対策の実施

4 子育て支援サービスの充実

【基本方針5-(4)】

全てのこども・子育てにやさしい社会づくりに向けた子育て支援サービスの充実を図ります。

【取組みの方向性】

(1) 子育てに関する相談機能の充実

個別具体的な相談に対応する「こども家庭センター」に加え、施設に来館した子育て世帯が気軽に立ち寄り日常の子育てに関する悩みや課題を相談できる地域子育て相談機関を設けることで、子育てに関する相談機能の充実を図ります。

(2) こどもの居場所づくりの充実

こどもであれば誰でも楽しく過ごせる交流の場を通して、悩みや不安を軽減できる居場所づくりを進めます。

【主な取組み】

- ・ぽけっと2 | 保健福祉センターを、市域を対象とする基幹型と位置付け、相談機能を強化するとともに常設
- ・「ファミリーサポートセンター」を1階に移設
- ・こどもの発達支援に関する機能を4階に集約
- ・こども家庭センターにおいて、迅速に適切な支援が行えるよう、相談支援体制を充実

5 使用許可団体等の見直し

【基本方針5-(5)】

使用許可を受けて施設を利用している団体について、その目的と施設の設置目的との整合を検証し、使用の在り方を見直します。

【現状分析】

(1) 事務所等を設置している団体（入居団体）

保健福祉センター内に事務所等を設置している団体（入居団体）等については、使用のあり方を検証した結果、秦野市保健福祉センター条例（以下「条例」という。）第2条に規定する同センターの設置目的に合致し、事務所等は、条例第3条の規定による施設として使用しています。

(2) 施設を市所管事業等で使用している団体

保健福祉センターの施設を市所管事業等で利用している団体等については、使用のあり方を検証した結果、条例第3条の規定による施設として、その目的に沿った使用をしています。

(3) 利用登録団体の状況

令和7年4月末現在の利用登録団体（354団体）のうち、全体の4割に当たる140団体が、施設利用に当たり条例第8条及び条例施行規則第11条第3項の規定により使用料の減免対象となっており、全体の6割に当たる214団体は、使用承認を受け使用料を納付したうえで施設を利用しています。

【主な取組み】

- ・事務所等を設置する団体（入居団体）及び利用団体等の物品の保管など施設利用について基準を設定
- ・貸室を利用する登録団体については、施設の設置目的での利用を優先したうえで使用を承認

6 施設利用率の向上（1/3）

【基本方針5-(6)】

ハードとソフトの両面から利用促進策を検討します。

【現状分析と主な取組み】

来館しやすい施設を目指して取り組むとともに、特に利用率の低い貸室等では、利用促進策を検討します。

施 設	課題・意見等	主な取組み
施設全体	・ 空調設備の不具合 ・ トイレを洋式に変更してほしい。 ・ Wi-Fi環境が整っていない。 ・ 申込等手続きを公民館と統一 ・ 駐車場、施設内が暗い。 ・ 子育て支援に力を入れてほしい。 ・ 市民への周知、情報発信が足りない。 ・ 閑散としており敷居が高い。	（ハード事業等） ・ 空調設備の更新【R8～9予定】 ・ 便器の形状変更【一部対応済】 ・ Wi-Fi環境の整備【対応済】 ・ LED照明器具に更新【一部を除き対応済】 （ソフト事業等） ・ 申込手続等のデジタル化 ・ キャッシュレス決済への対応 ・ ホームページ等情報発信の充実 ・ 保健福祉センターフェスティバルの充実

6 施設利用率の向上（2/3）

【基本方針5-(6)】

施 設	課題・意見等	主な取組み
多目的ホール【貸室】 利用率(R6)：69.5%	・音響設備が壊れている。 ・専任スタッフの配置要望あり（複雑な音響設備）	（ハード事業等） ・操作が簡単な音響設備に更新
第1会議室【貸室】 利用率(R6)：74.4%	・可能であれば、使用頻度が高い第2会議室と同程度の広さの確保	（ハード事業等） ・隣室（面談室）を会議室に改修
第2会議室【貸室】 利用率(R6)：88.2%	・貸室の中で最も使用頻度が高い。 ・2団体が定期的企業使用で活用している。	（ソフト事業等） ・定期的企業使用の継続
第3会議室【貸室】 利用率(R6)：72.9%	・机等の形状から使用が会議に限定的	（ハード事業等） ・机等の見直し
第4会議室【貸室】 利用率(R6)：85.6%	・映像設備等の故障	（ハード事業等） ・操作盤等の故障している機器等を撤去 ※ 音響機器室を含む

6 施設利用率の向上（3/3）

【基本方針5-(6)】

施 設	課題・意見等	主な取組み
和室【貸室】 利用率(R6)：41.2%	・ 各種団体等が定期的に使用 ・ 数少ない茶室（炉）を備えた和室	（ソフト事業等） ・ 茶室等機能のPR
教養娯楽室【貸室】 利用率(R6)：79.8%	・ 畳替えが必要 ・ 高齢者は椅子の利用が多い。 ・ 洋室に変えてほしい。	（ハード事業等） ・ 畳とカーペットのリバーシブル床材を導入
健康学習室 利用率(R6)：74.4%	・ ぽけっと21の移設による利用率の低下	（ソフト事業等） ・ 貸室への転換【条例改正予定】
調理実習室 利用率(R6)：42.4%	・ 子育て世代が講座に不参加で団体事業での利用につながらない。 ・ 壊れていたり、ない物品がある。	（ハード事業等） ・ 設備、備品等の計画的な修繕 （ソフト事業等） ・ 貸室への転換【条例改正予定】 ・ 団体等へ利用促進に向けた働きかけ
その他	・ 健康器具の老朽化	（ハード事業等） ・ 健康器具の更新【対応済】

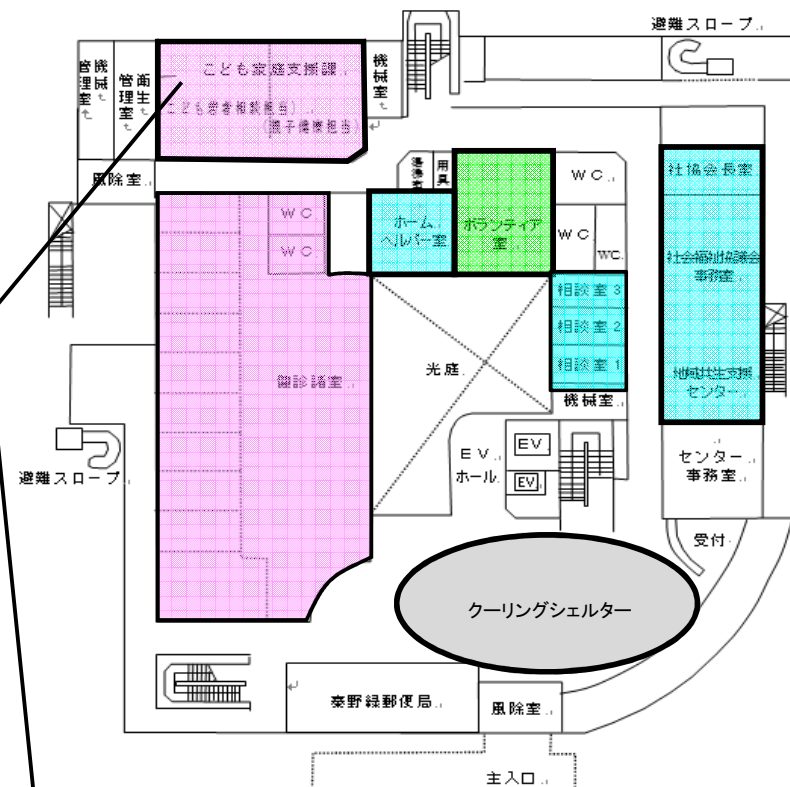
保健福祉センターの配置替え(フロアイメージ)案【現況との比較】

資料2

令和7年8月1日 地域共生推進課

1 階

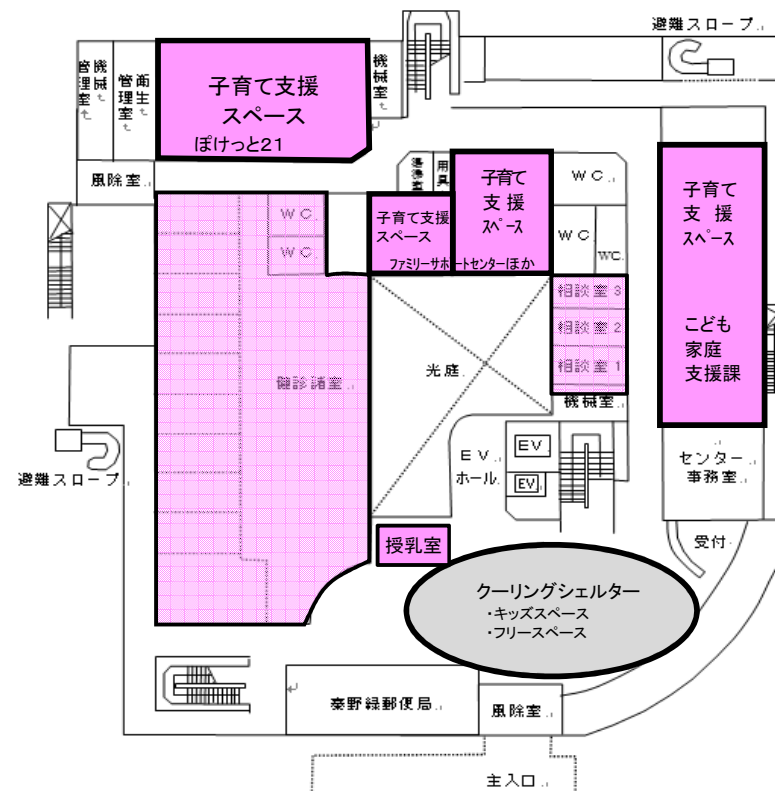
現況



事務所として使用されていないスペース
約20.01㎡を有効活用
・流しのあるスペース
・パーティションで区切られた区画

その他
・内部カウンターの設置区画あり

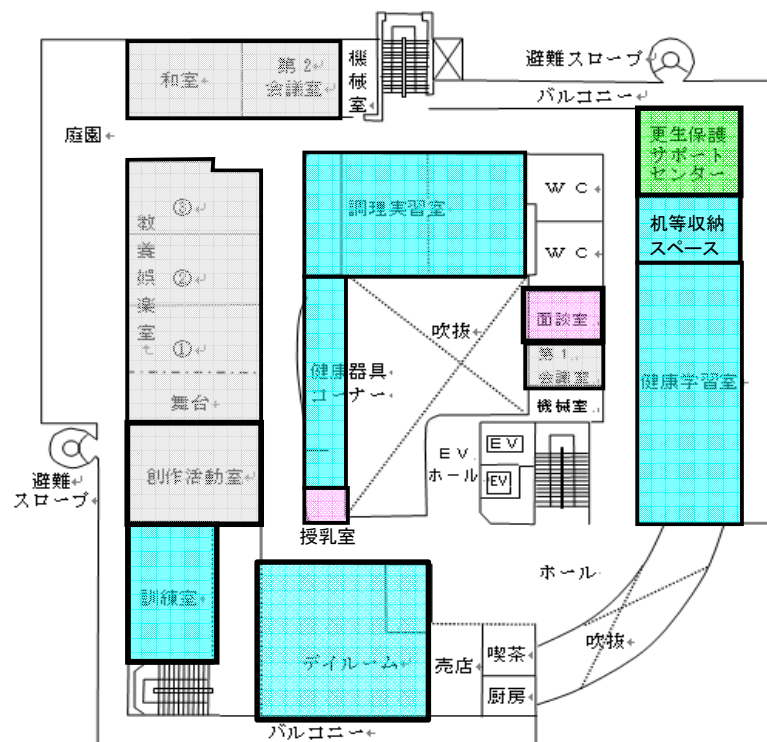
子育て支援と保健のフロア



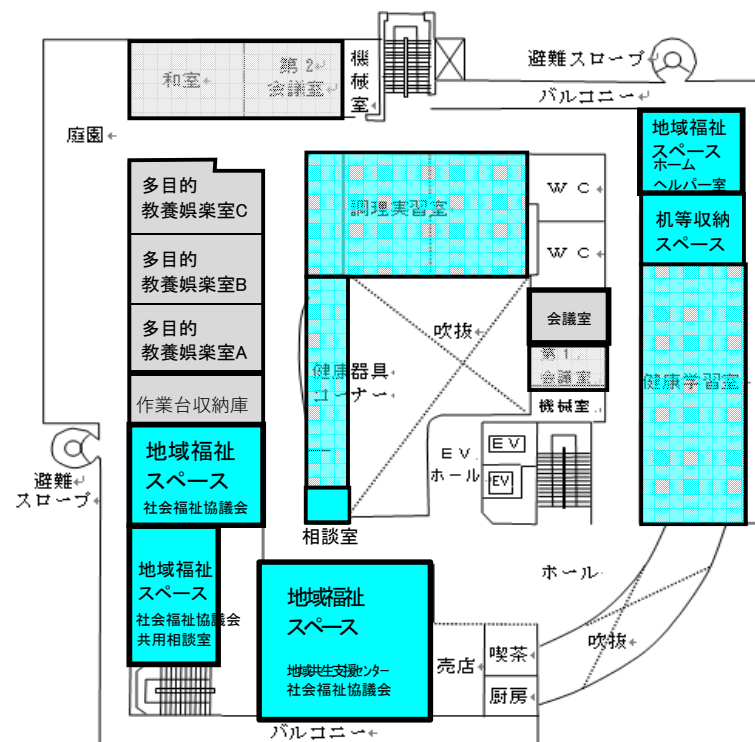
- 子育て支援・保健・発達支援
- 地域福祉・健康活動
- 団体活動
- 貸室等(一般開放施設)

2階

現況



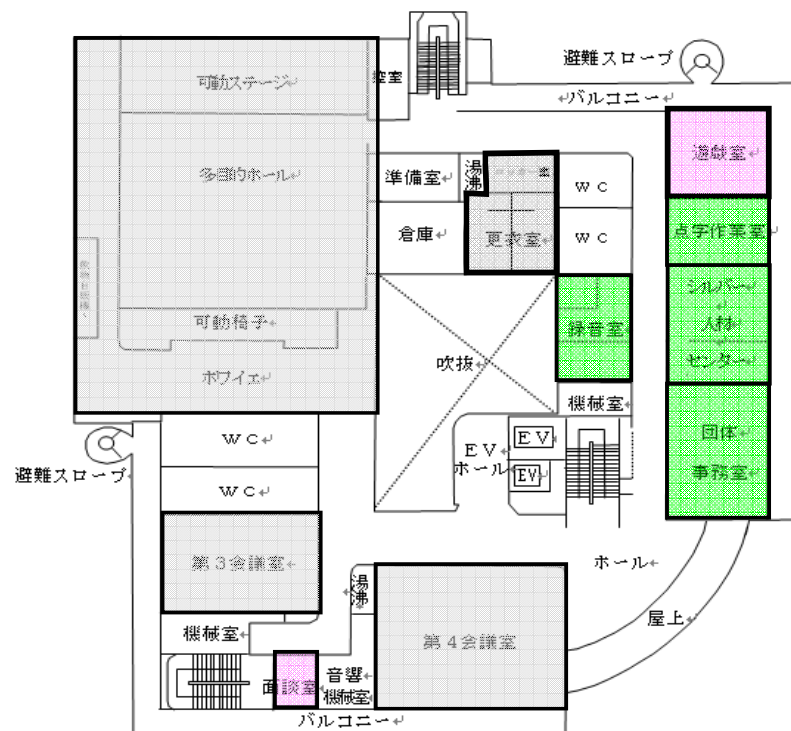
地域福祉と健康活動のフロア



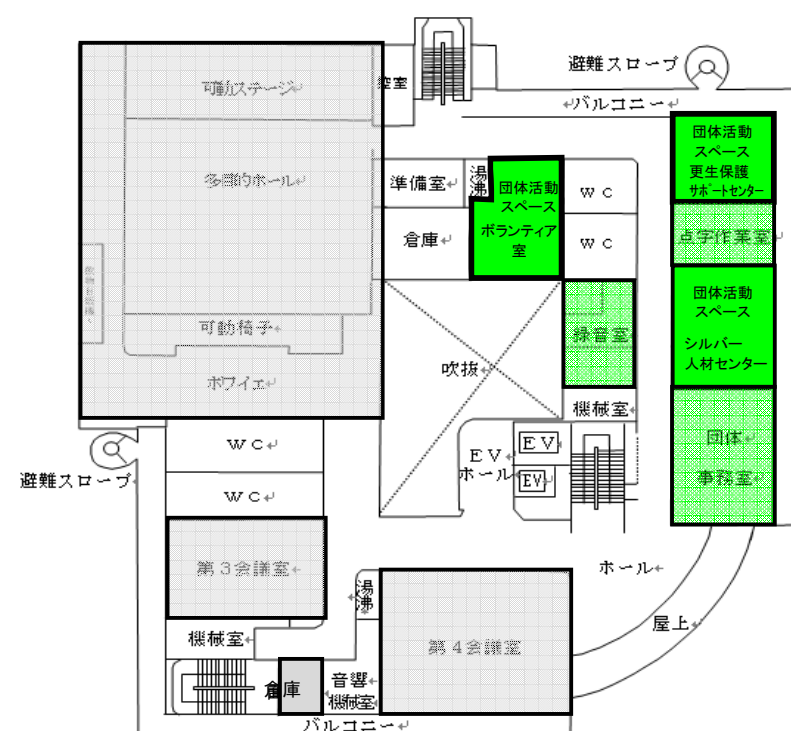
- 子育て支援・保健・発達支援
- 地域福祉・健康活動
- 団体活動
- 貸室等(一般開放施設)

3階

現況



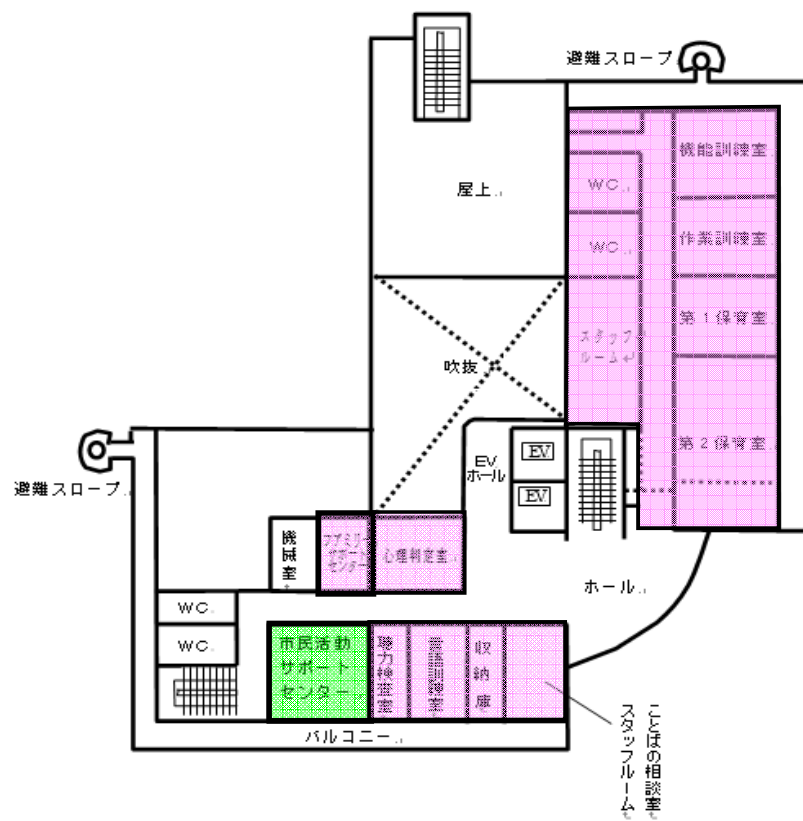
団体活動と研修のフロア



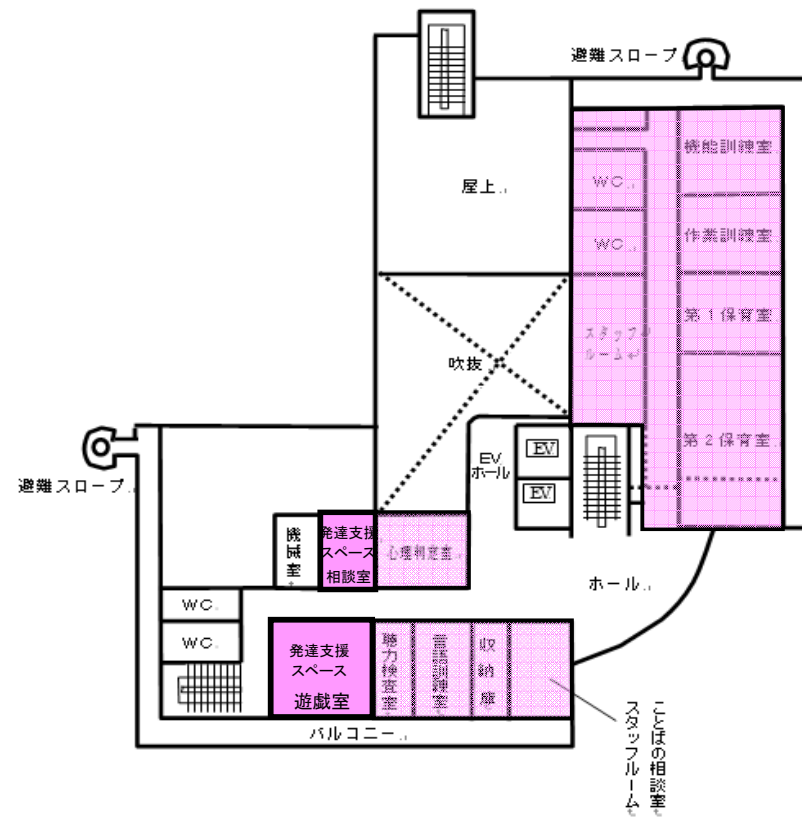
- 子育て支援・保健・発達支援
- 地域福祉・健康活動
- 団体活動
-

4 階

現況



こどもの発達支援のフロア



- 子育て支援・保健・発達支援
- 地域福祉・健康活動
- 団体活動
-